

## 事業別同規模団体区分

### ○水道事業

上水道事業については給水形態及び現在給水人口規模により、簡易水道事業については、地方公営企業法の適用状況及び現在給水人口規模により区分する。

[上水道事業区分一覧表]

給水形態	現在給水人口規模	区分
末端給水事業	都及び指定都市	政令市等
	30 万人以上	A 1
	15 万人以上 30 万人未満	A 2
	10 万人以上 15 万人未満	A 3
	5 万人以上 10 万人未満	A 4
	3 万人以上 5 万人未満	A 5
	1.5 万人以上 3 万人未満	A 6
	1 万人以上 1.5 万人未満	A 7
	5 千人以上 1 万人未満	A 8
	5 千人未満	A 9
用水供給事業		B

[簡易水道事業区分一覧表]

法の適用状況	現在給水人口規模	区分
法適用	10,001 人以上	C 1
	5,001 人以上 10,000 人以下	C 2
	2,001 人以上 5,000 人以下	C 3
	2,000 人以下	C 4
法非適用	10,001 人以上	D 1
	5,001 人以上 10,000 人以下	D 2
	2,001 人以上 5,000 人以下	D 3
	2,000 人以下	D 4

※ 法の適用の状況により、算出できる指標の項目等が異なるため区分する。